

入札説明書

ふくしまZEB推進事業業務委託

令和4年8月
福島県土木部営繕課

この入札説明書は、「ふくしまZEB推進事業業務委託」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 業務名 ふくしまZEB推進事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別紙「ふくしまZEB推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月6日まで

3 設計図書等の閲覧場所及び期間

(1) 設計図書等の閲覧場所

郵便番号960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課（土木総務課2（経理担当））

電話024-521-7455 FAX024-521-7954

(2) 設計図書等の閲覧期間

令和4年8月17日（水）から令和4年9月12日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあたっては、当該手続き開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) ZEBプランナーの登録をしていること。
※一般社団法人環境共創イニシアチブに登録申請を行い登録されていること。
- (7) ZEBのプランニング実績を有しているものであること。
※一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているZEBプランナー登録票にZEBプランニング実績があること。
- (8) 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体から直接受託した業務で、公共建築物整備における基本構想・計画の策定業務の実績がある者（過去15年間の国内における実績で、新築、増築、改築、改修（修繕は除く）のいずれかの実績。）
※「修繕」：同一部位における性能の現状維持及び構造的な現状復旧を行うこと。
「改修」：同一部位における性能を初期の水準以上にすること。

5 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、ふくしまZEB推進事業業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

また、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、受領した書類は返却しない。

ア 全部事項証明書（登記簿謄本）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ ZEBプランナー登録票

※一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているZEBプランナー登録票

ウ 別紙様式第1号「企業の実績等」

(1) 提出期間

令和4年8月17日（水）から令和4年8月30日（火）の午前8時30分から午後5時まで（休日を除く。）

(2) 提出場所

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総務課（土木総務課2（経理担当））
電話024-521-7455 F A X 024-521-7954

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和4年8月30日（火）午後5時まで必着とする。

6 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時

令和4年9月15日（木）午後4時30分

(2) 開札の場所

福島県庁本庁舎4階土木部ミーティングルーム（福島市杉妻町2-16）

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。免除を希望する者は、令和4年8月30日（火）午後5時までに、入札保証金納付免除申請書（様式6）を土木総務課へ提出すること。提出方法は、上記5の(2)、(3)による。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 入札方法

(1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書（様式3-1）を以下の方法により提出しなければならない。

ア 入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

イ 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、業務名、業務箇所、開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、業務名、業務箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

オ 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出をしようとする郵便局に必ず確認すること。

9 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札書の記載金額について

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札心得

入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記4の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機

関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記2)に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

17 契約書等の作成

- (1) 委託契約書(別紙。以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。

18 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

19 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

20 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

委託業務の仕様等に関して質問があるときは、下記の方法で行うこと。

- (1) ふくしまZEB推進事業業務委託一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式7。以下「質問書」という。)により受け付ける。電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、以下の場所へ、直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。送付後は電話で確認を取ること。

福島県土木部営繕課 電話番号 024-521-7527

ファクシミリ 024-521-7717

メールアドレス eizen@pref.fukushima.lg.jp

- (3) 質問書に対する回答は、ふくしまZEB推進事業業務委託一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式8)により福島県土木部営繕課のホームページへ掲載するとともに、上記5の(2)に掲げる場所で閲覧に供する。

営繕課ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/>

- (4) 質問の受付期間は、公告の日から令和4年8月22日(月)午後5時までとする。(休日を除く。)
- (5) 質問の回答予定日は、令和4年8月26日(金)とする。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項又は施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次号第 2 項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10(建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の

- 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。